

令和3年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間

令和3年度間

III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)。
- 令和2年度は全校種で大幅な減少となったが、令和3年度では全校種で再び増加となった。
- いじめの重大事態の件数は705件(前年度514件)であり、前年度に比べ191件(37.2%)増加した。
- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加した。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、493,154件(80.1%)となっており、早期発見・早期対応ができた件数も多くなっている。
- いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件(前年度66,201件)であり、前年度から10,240件(15.5%)増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件(前年度5.1件)。
- 令和2年度は全校種で暴力行為の減少がみられたが、小学校・中学校においては増加となった。一方、近年減少傾向にある高等学校の暴力行為は、大幅に減少した令和2年度とほぼ同数となった。
- 小・中学校では新型コロナウイルスの感染症の影響から、ストレスを抱える児童生徒が増えたことなどが、暴力行為の発生件数の増加の一因となった。

3 長期欠席

- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和2年度と同様に、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。また「新型コロナウイルスの感染回避」を理由とする長期欠席を引き続き調査した。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校42,963人(前年度14,238人)、中学校16,353人(前年度6,667人)、高等学校12,388人(前年度9,382人)となり増加となった。

【長期欠席のうち小中学校における不登校】

- 小・中学校における不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、前年度から48,813人(24.9%)増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.6%(前年度2.0%)。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している(小学校H28:0.5%→R03:1.3%、中学校 H28:3.0%→R03:5.0%)。
- 不登校児童生徒の63.7%に当たる156,009人の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が9年連続で増加、約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。
児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は38,928人(前年度34,965人)であり、中途退学率は1.2%(前年度1.1%)。
- 中途退学者数は、平成25年度以降減少傾向にあるが、令和3年度は増加となった。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人(前年度415人)。
- 調査開始以来過去最多であった昨年度より減少したものの、小中学生は増加傾向にある。
- 児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。

【文部科学省の対策】

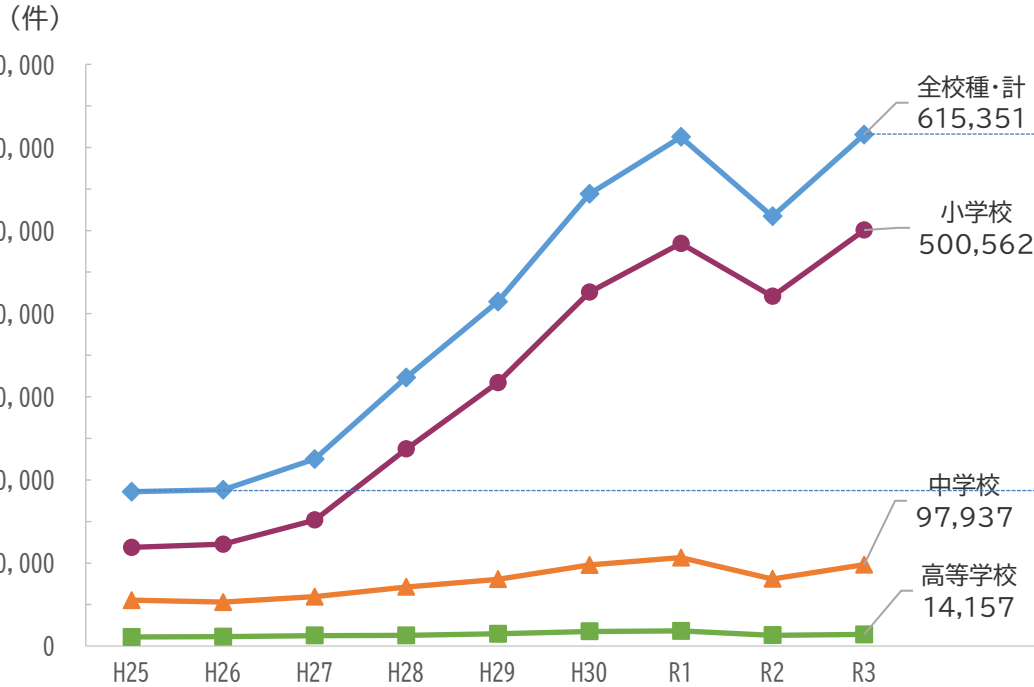
調査結果からは、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要がある、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

このため、共通する施策として、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進する。また、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する。

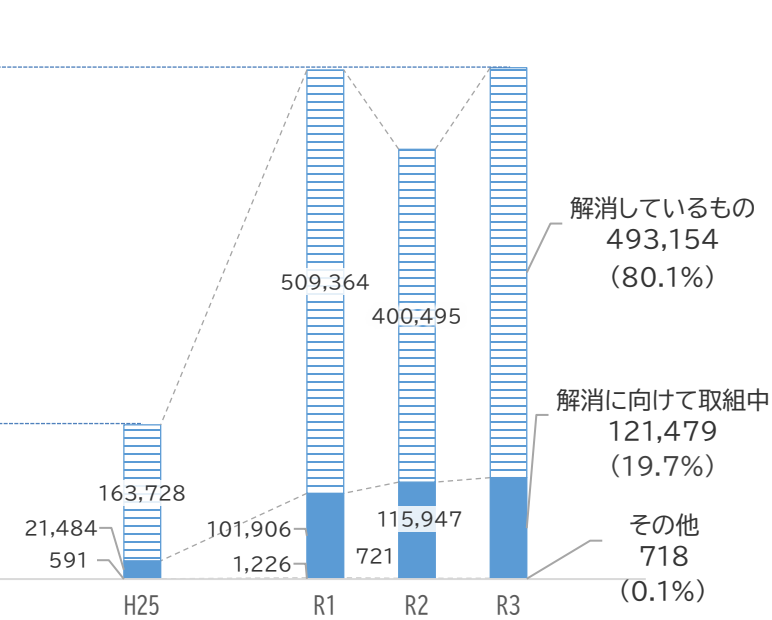
上記に加え、いじめについては、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応を徹底することを管理職をはじめ全ての教職員等向けに周知を図る。また自殺については、令和3年6月に取りまとめられた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」を踏まえ、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育や教職員に対する普及啓発等の実施を推進する。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



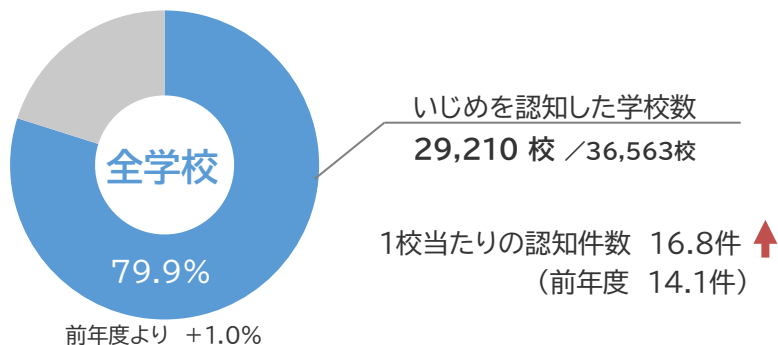
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**615,351件**(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**47.7件**(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは493,154件(80.1%)**であった。

いじめの状況について

いじめを認知した学校数の割合

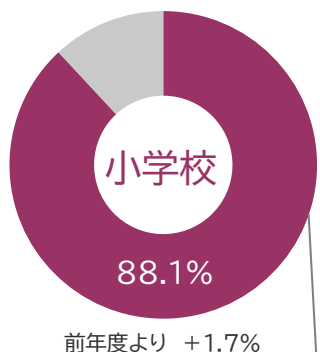


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

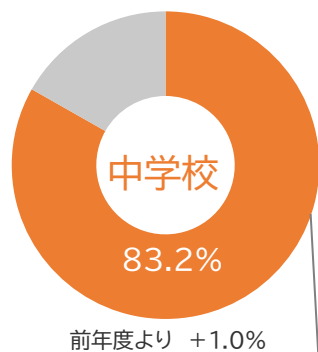
【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられないことなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

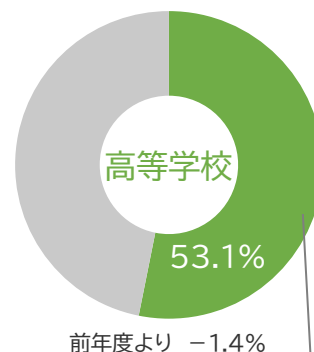
学校種別の状況



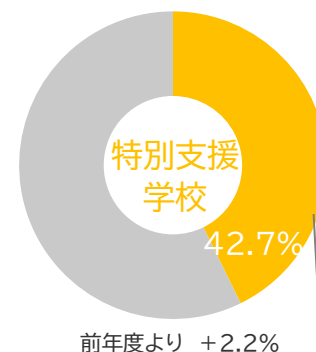
1校当たりの認知件数 25.7 件
(前年度 21.4 件)



1校当たりの認知件数 9.5 件
(前年度 7.8 件)



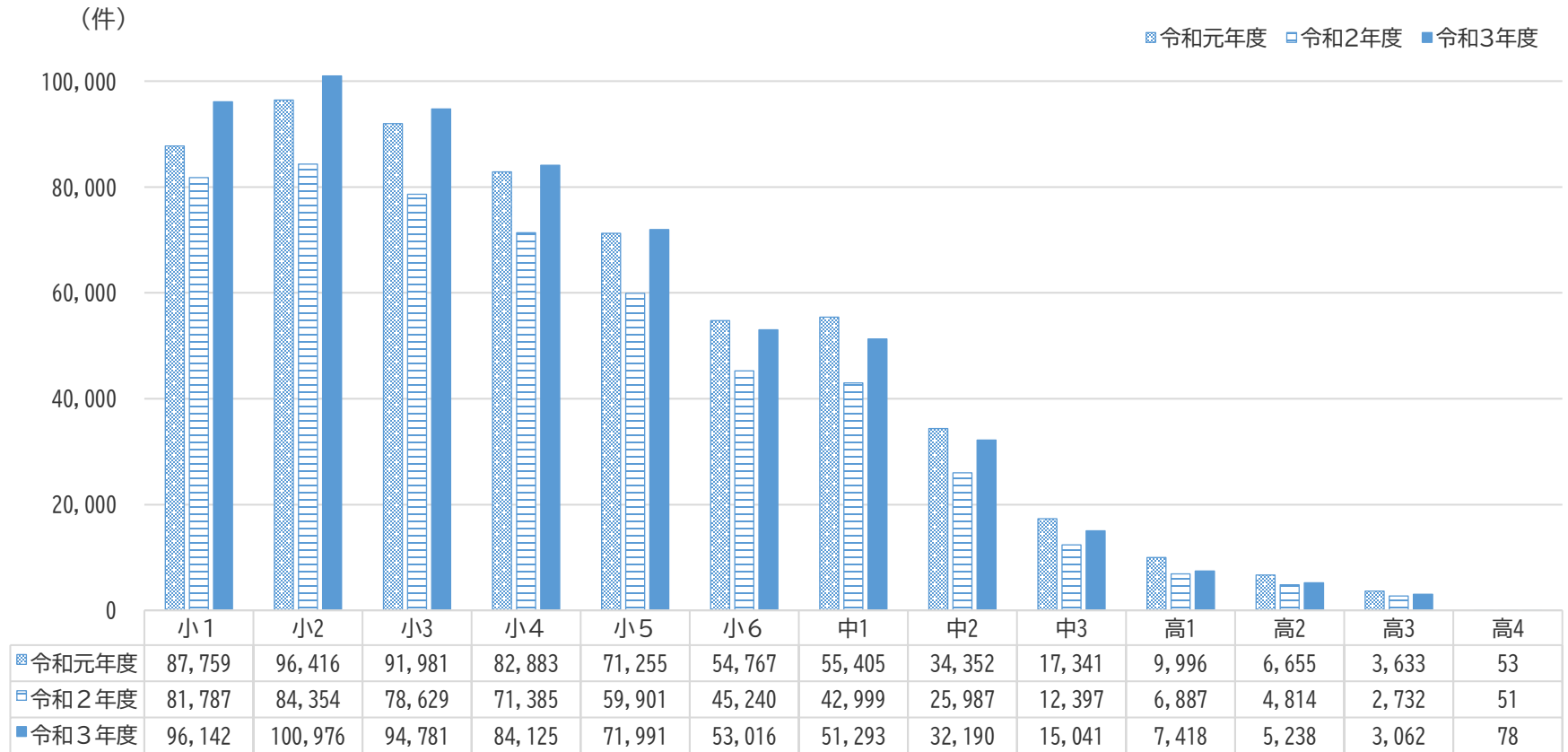
1校当たりの認知件数 2.5 件
(前年度 2.3 件)



1校当たりの認知件数 2.3 件
(前年度 2.0 件)

いじめの状況について

■ 学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

- 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。
なお令和2年度は、全学年で前年度より減少していた。

いじめの解消状況について

いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況。

いじめの防止等のための基本的な方針

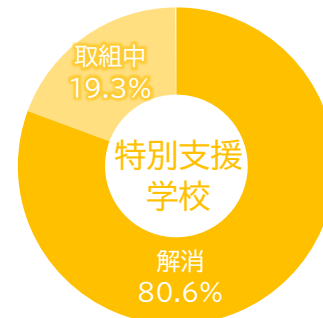
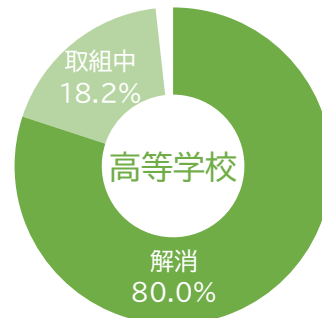
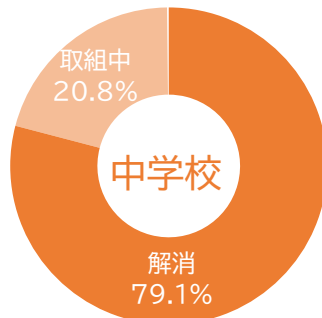
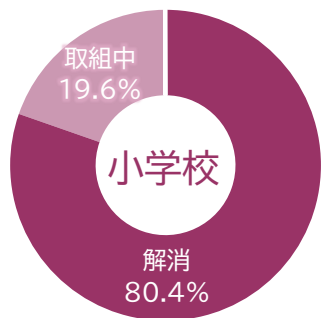
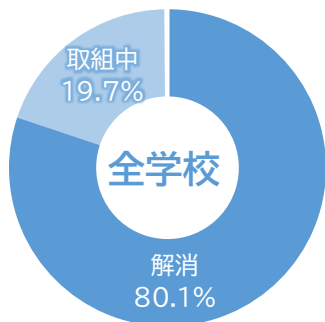
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

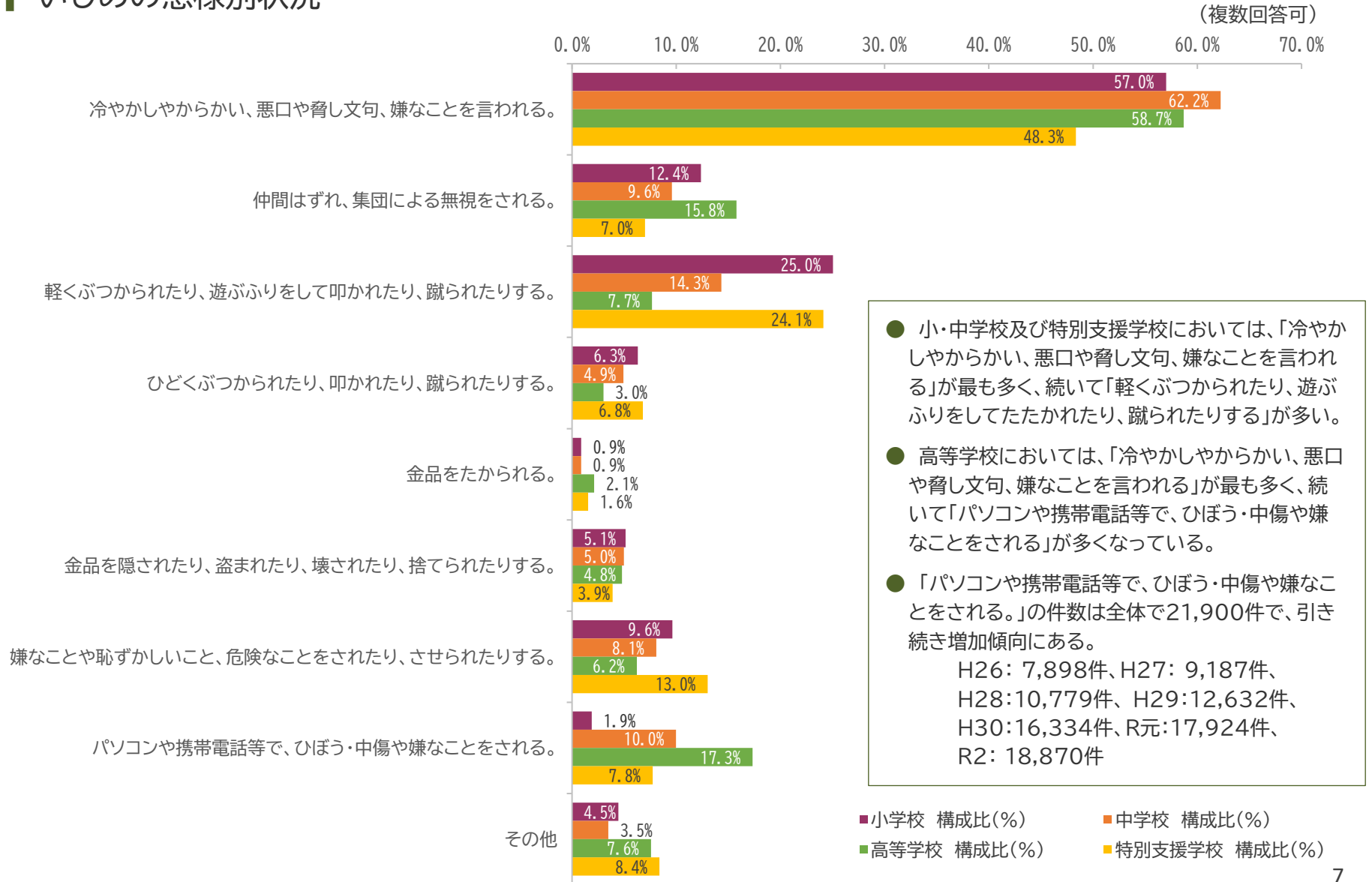
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



	全学校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	493,154 件	80.1%	402,205 件	80.4%	77,444 件	79.1%	11,332 件	80.0%	2,173 件	80.6%
解消に向けて取組中	121,479 件	19.7%	98,055 件	19.6%	20,330 件	20.8%	2,575 件	18.2%	519 件	19.3%
認知から3か月以上経過	40,704 件	6.6%	30,373 件	6.1%	8,498 件	8.7%	1,529 件	10.8%	304 件	11.3%
認知から3か月経過していない	80,775 件	13.1%	67,682 件	13.5%	11,832 件	12.1%	1,046 件	7.4%	215 件	8.0%
その他	718 件	0.1%	302 件	0.1%	163 件	0.2%	250 件	1.8%	3 件	0.1%
計	615,351 件		500,562 件		97,937 件		14,157 件		2,695 件	

いじめの態様別状況について

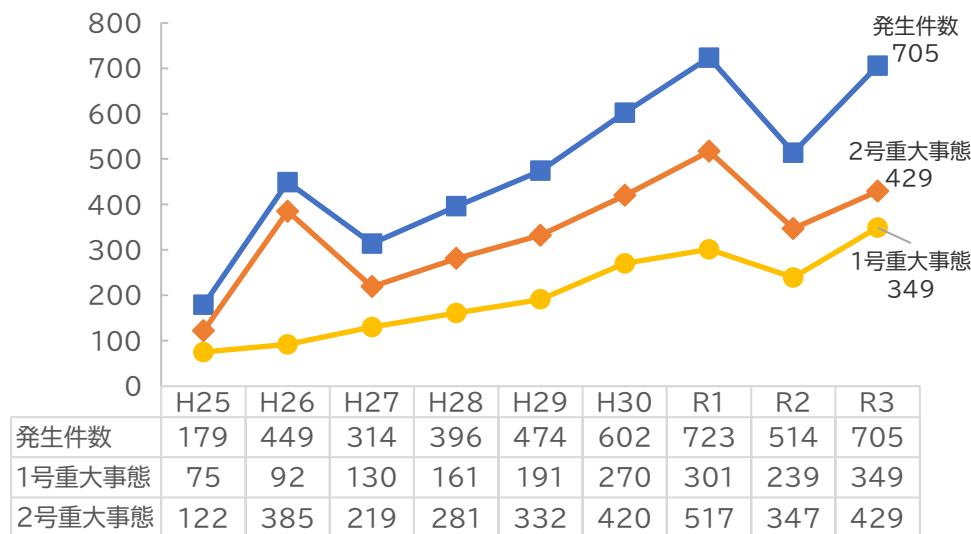
いじめの態様別状況



いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

学校において認知したいじめの件数

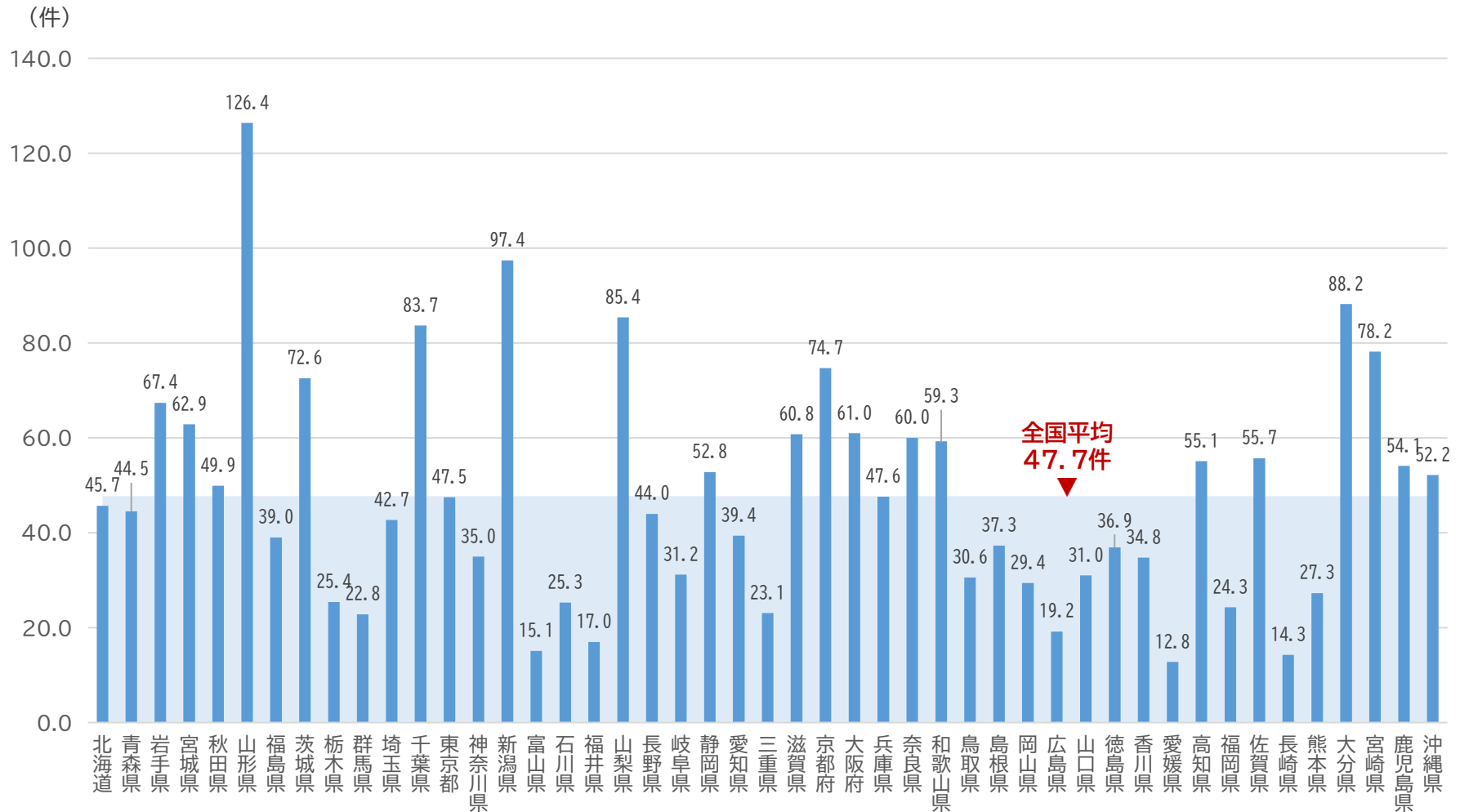
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、
「**いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている**」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

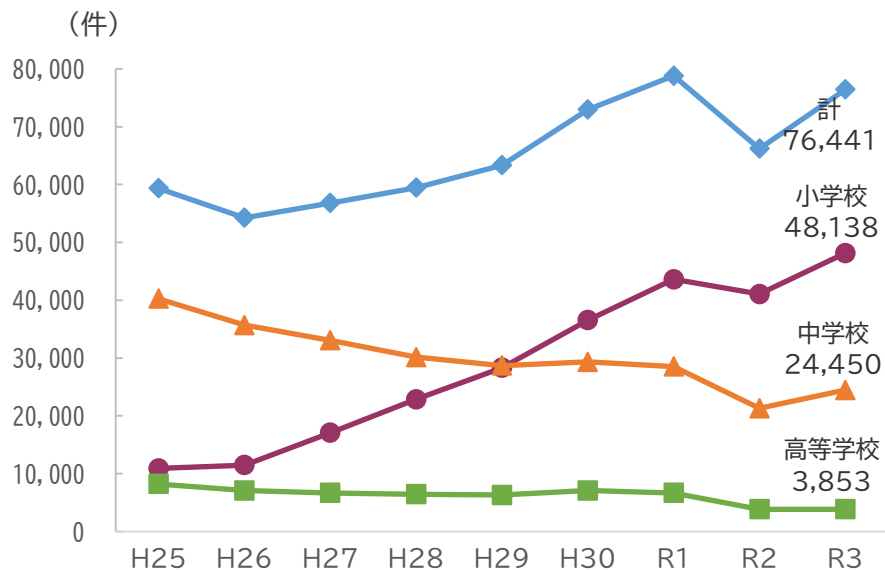
いじめを認知していない学校にあっては、・・・解消に向けた対策が
何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合もあると
懸念している。

【児童生徒課長通知】

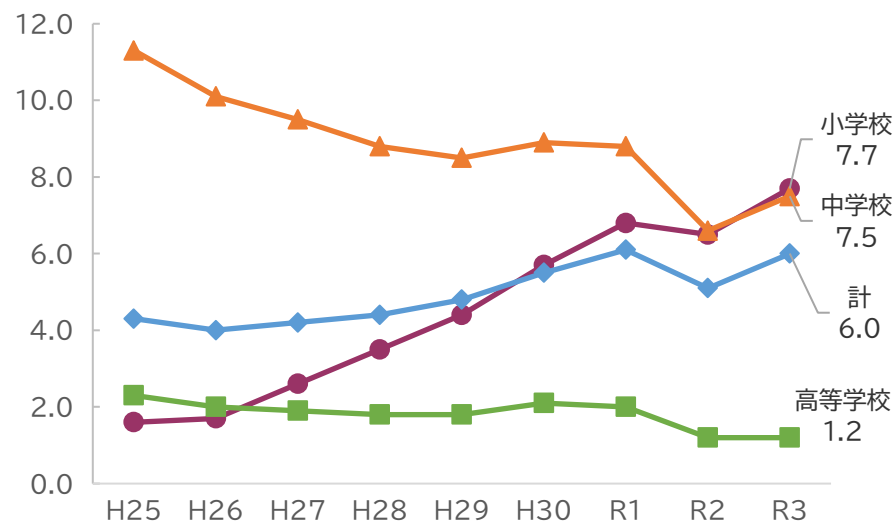


暴力行為の状況について

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	10,896 1.6	11,472 1.7	17,078 2.6	22,841 3.5	28,315 4.4	36,536 5.7	43,614 6.8	41,056 6.5	48,138 7.7
中学校	40,246 11.3	35,683 10.1	33,073 9.5	30,148 8.8	28,702 8.5	29,320 8.9	28,518 8.8	21,293 6.6	24,450 7.5
高等学校	8,203 2.3	7,091 2.0	6,655 1.9	6,455 1.8	6,308 1.8	7,084 2.1	6,655 2.0	3,852 1.2	3,853 1.2
計	59,345 4.3	54,246 4.0	56,806 4.2	59,444 4.4	63,325 4.8	72,940 5.5	78,787 6.1	66,201 5.1	76,441 6.0

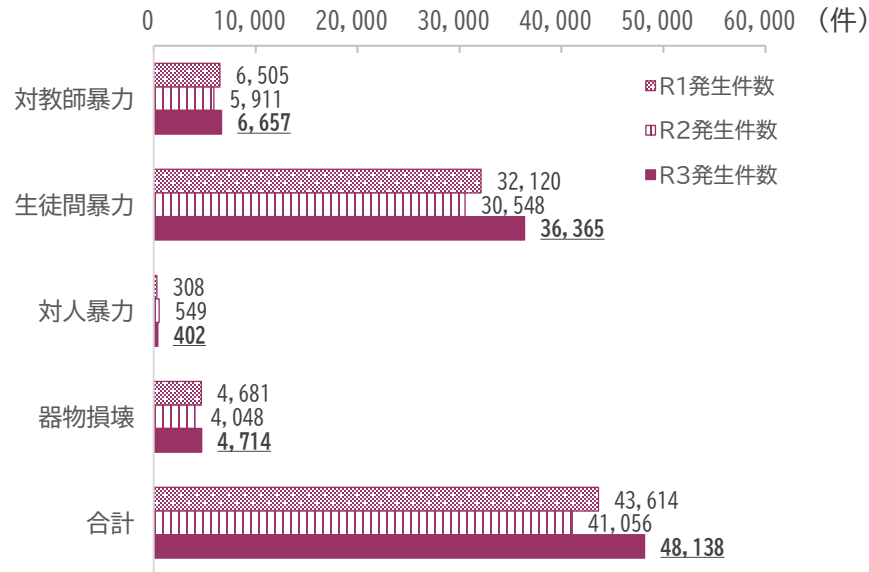
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は **76,441件**(前年度66,201件)であり、前年度から10,240件(15.5%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は**6.0件**(前年度5.1件)である。

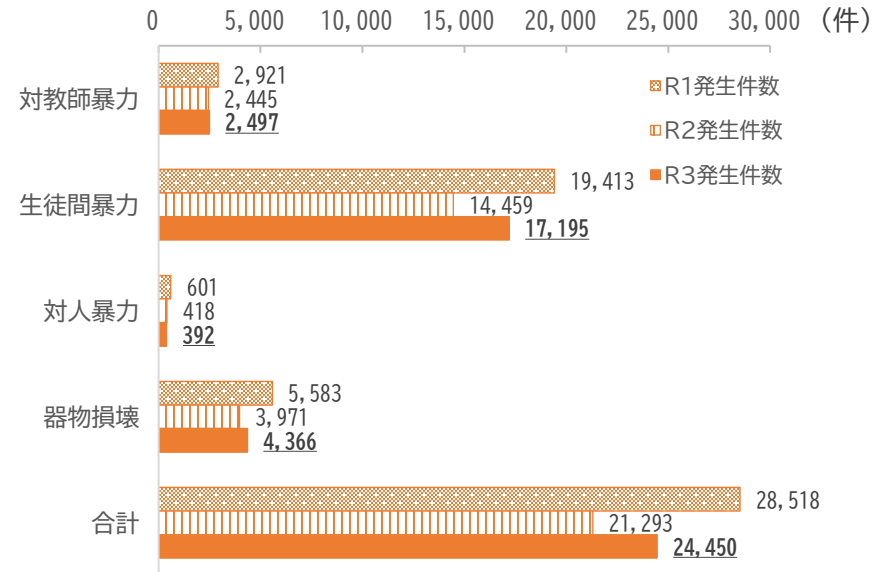
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

暴力行為の状況について

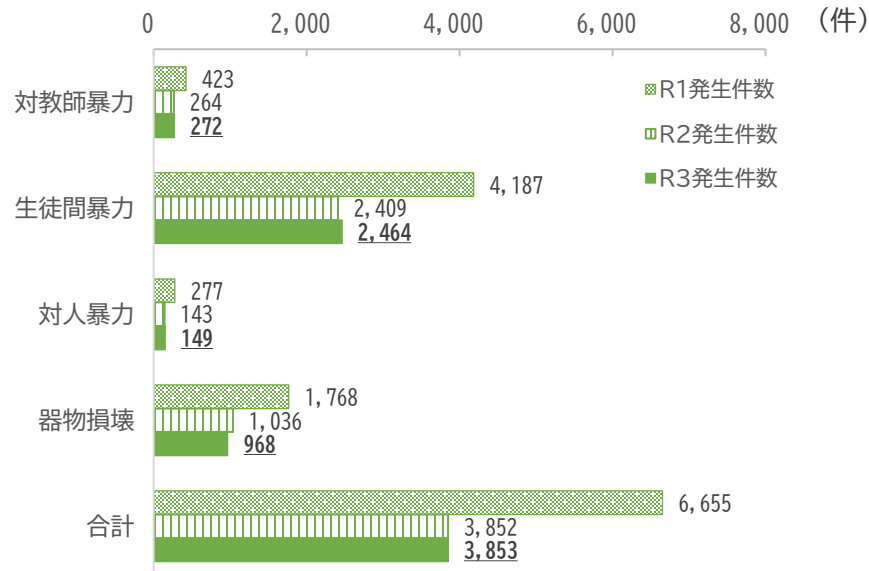
● 小学校



● 中学校



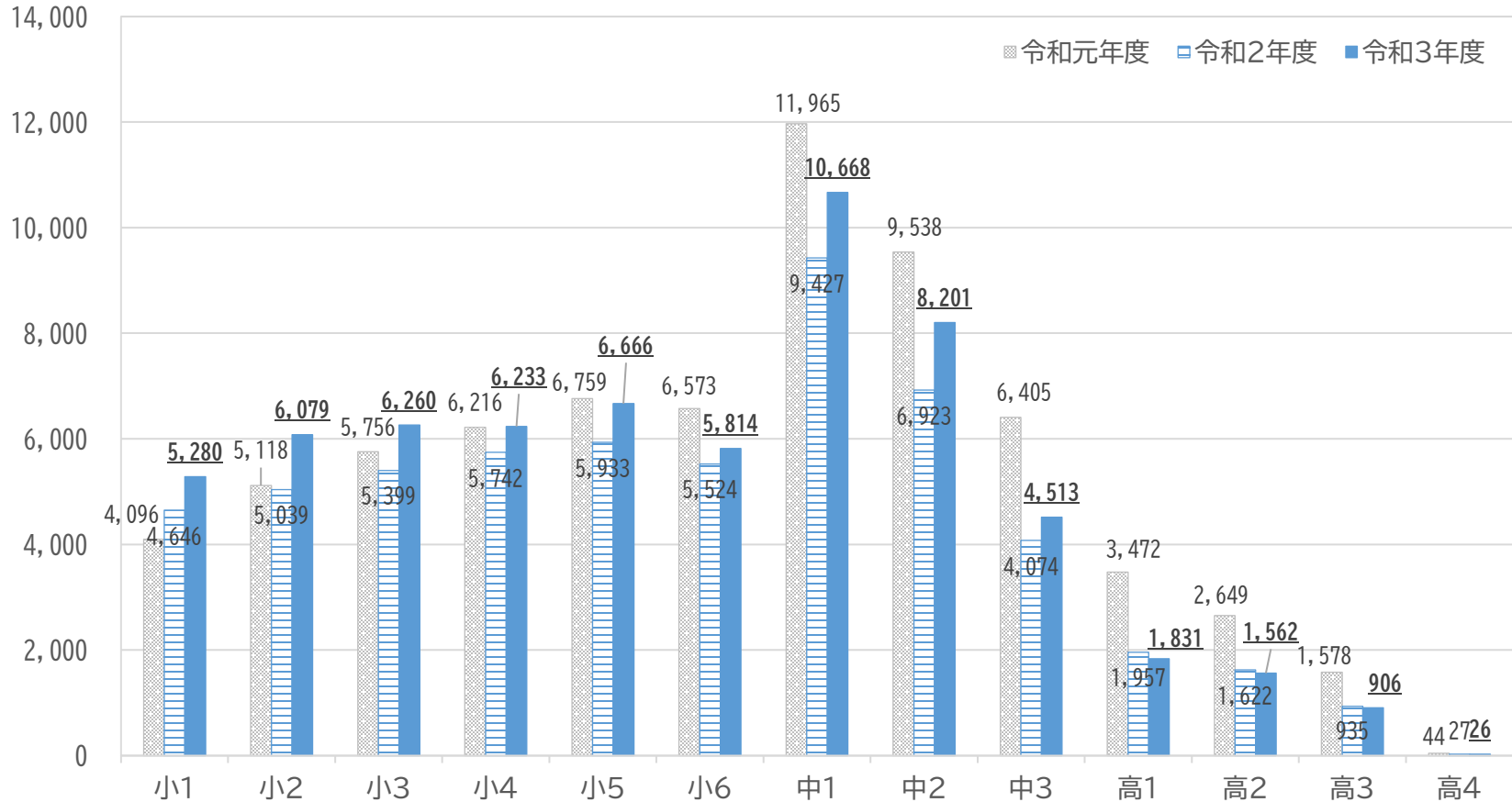
● 高等学校



- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ**7,082件(17.2%)増加**し、過去最多となった。
中学校は前年度に比べ**3,157件(14.8%)増加**した。
- 形態別では、小学校と中学校ともに、最も割合の高い生徒間暴力が増加したものの、その他の形態では、前年度と同程度となっている。
- 高等学校は前年度に比べ1件増加し、ほぼ前年度と同程度となっている。

暴力行為の状況について

■ 学年別 加害児童生徒数 (件)



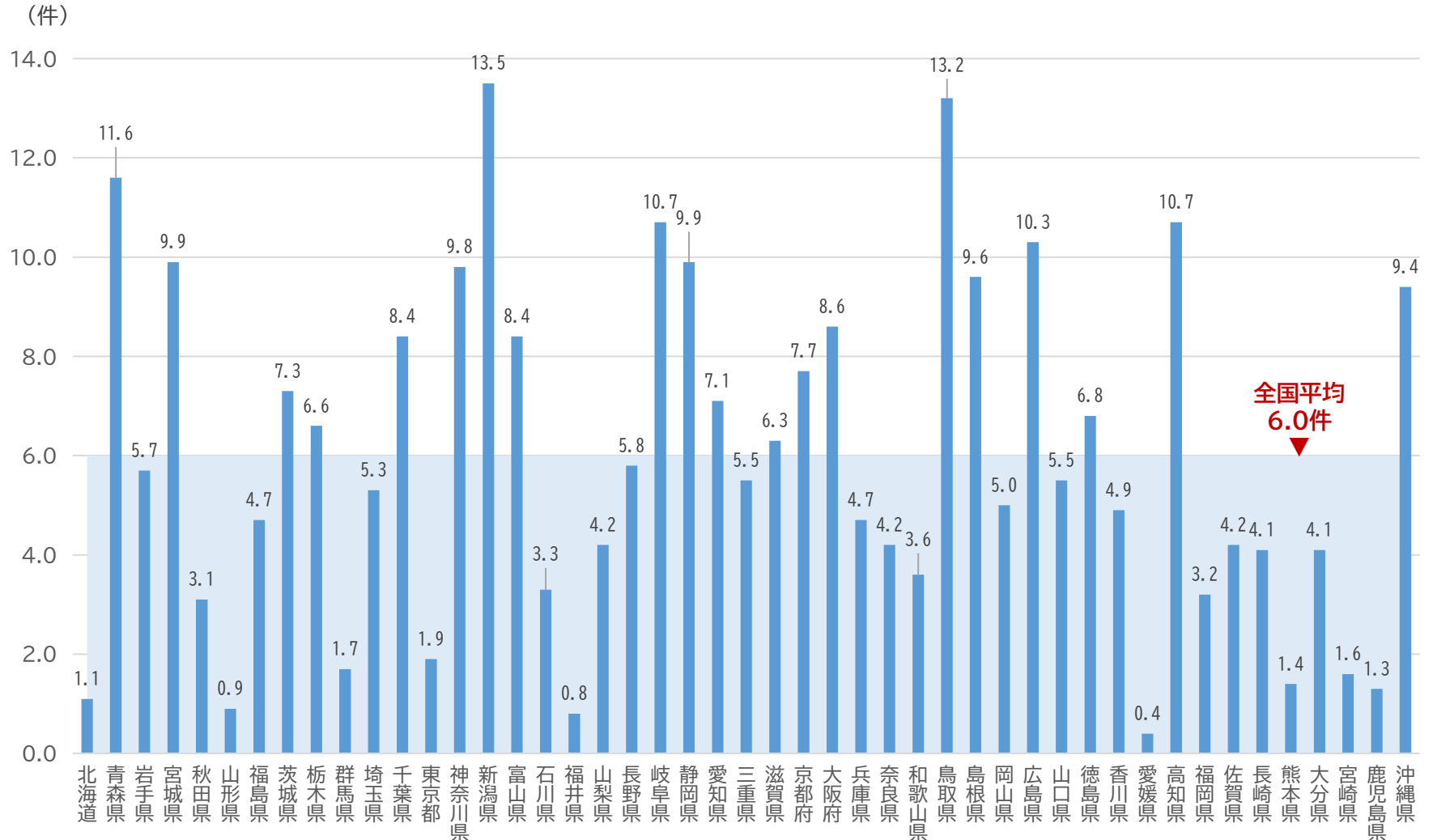
※ 暴力行為の学年別加害児童生徒数は令和2年度調査から定義の変更を行っているため、令和元年度と単純に比較することはできない。

令和元年度調査までは「対教師暴力」・「生徒間暴力」・「対人暴力」・「器物損壊」の類型別の加害児童生徒数実人数の合計により計上しており、一人の児童生徒が複数種類の暴力行為を行った場合には重複して計上されていたが、令和2年度調査からは実人数(一人の児童生徒が複数種類の暴力行為を行った場合も一人として計上)に変更している。

(例) 令和元年度 A児が「生徒間暴力」2件と「器物損壊」1件を行った場合 → 2人として計上
令和2年度 A児が「生徒間暴力」2件と「器物損壊」1件を行った場合 → 1人として計上

暴力行為の発生件数

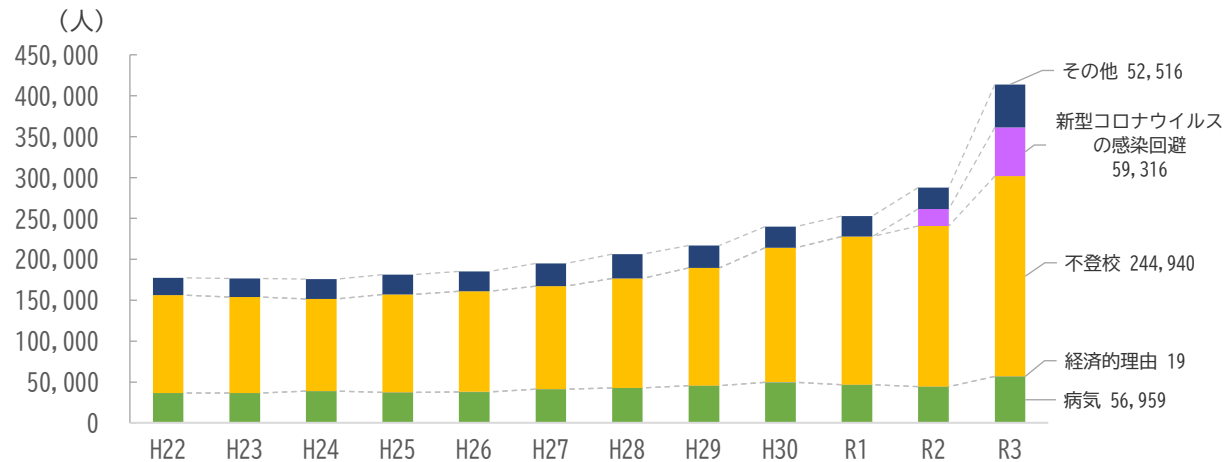
暴力行為の1,000人当たり発生件数



小・中学校における長期欠席の状況について

- 小・中学校における長期欠席者数は413,750人(前年度287,747)。
- このうち不登校によるものは**244,940人**(前年度196,127人)、
新型コロナウイルスの感染回避によるものは**59,316人**(前年度20,905人)となっている。

小・中学校における長期欠席者数の推移



※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査から「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

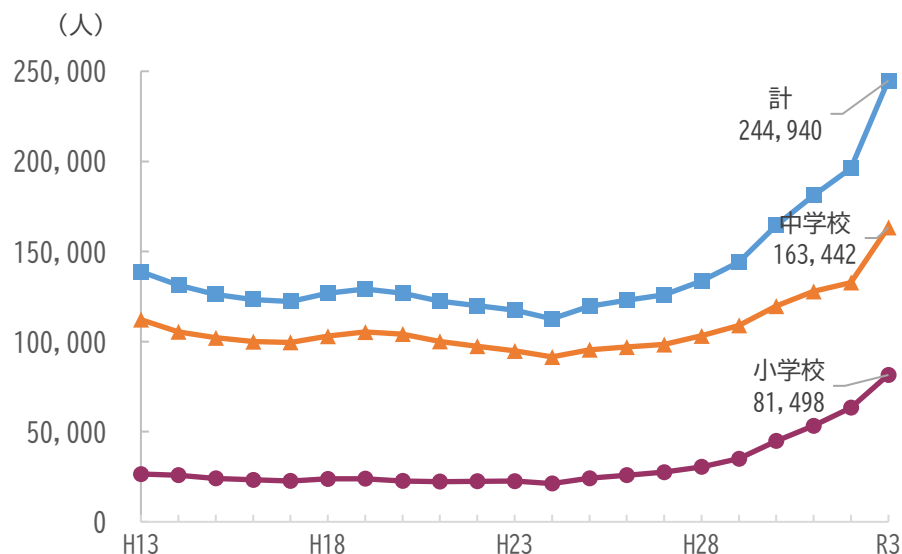
※ 令和2年度調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	病気	19,611	19,595	20,335	18,763	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539	22,307
	経済的理由	43	47	34	30	25	18	12	9	15	11	13	7
	不登校	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	14,238	42,963
	その他	10,477	12,076	12,340	12,518	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606	34,100
	計	52,594	54,340	53,952	55,486	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746	180,875
中学校	病気	16,810	16,928	18,581	18,668	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888	34,652
	経済的理由	86	72	57	55	39	31	17	18	9	19	20	12
	不登校	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	6,667	16,353
	その他	10,452	10,497	11,733	11,669	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649	18,416
	計	124,776	122,333	121,817	125,834	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875
計	病気	36,421	36,523	38,916	37,431	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427	56,959
	経済的理由	129	119	91	85	64	49	29	27	24	30	33	19
	不登校	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	20,905	59,316
	その他	20,929	22,573	24,073	24,187	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255	52,516
	計	177,370	176,673	175,769	181,320	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747	413,750

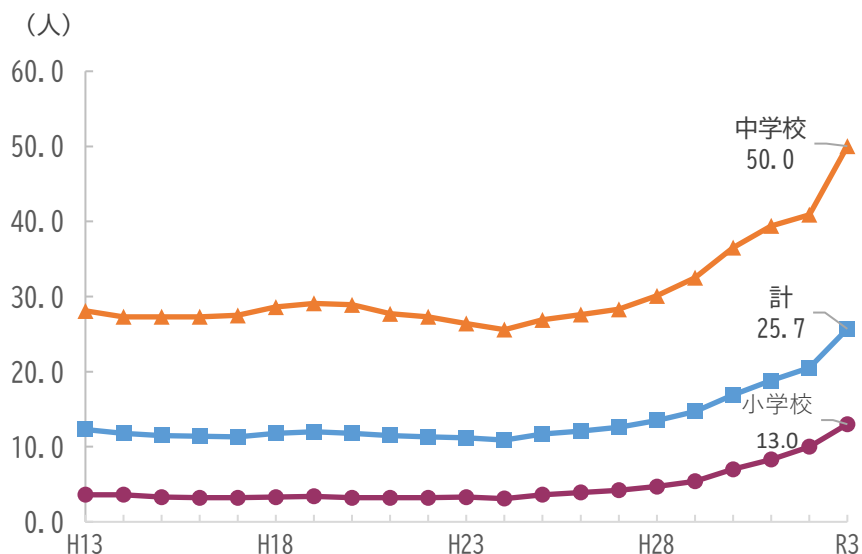
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

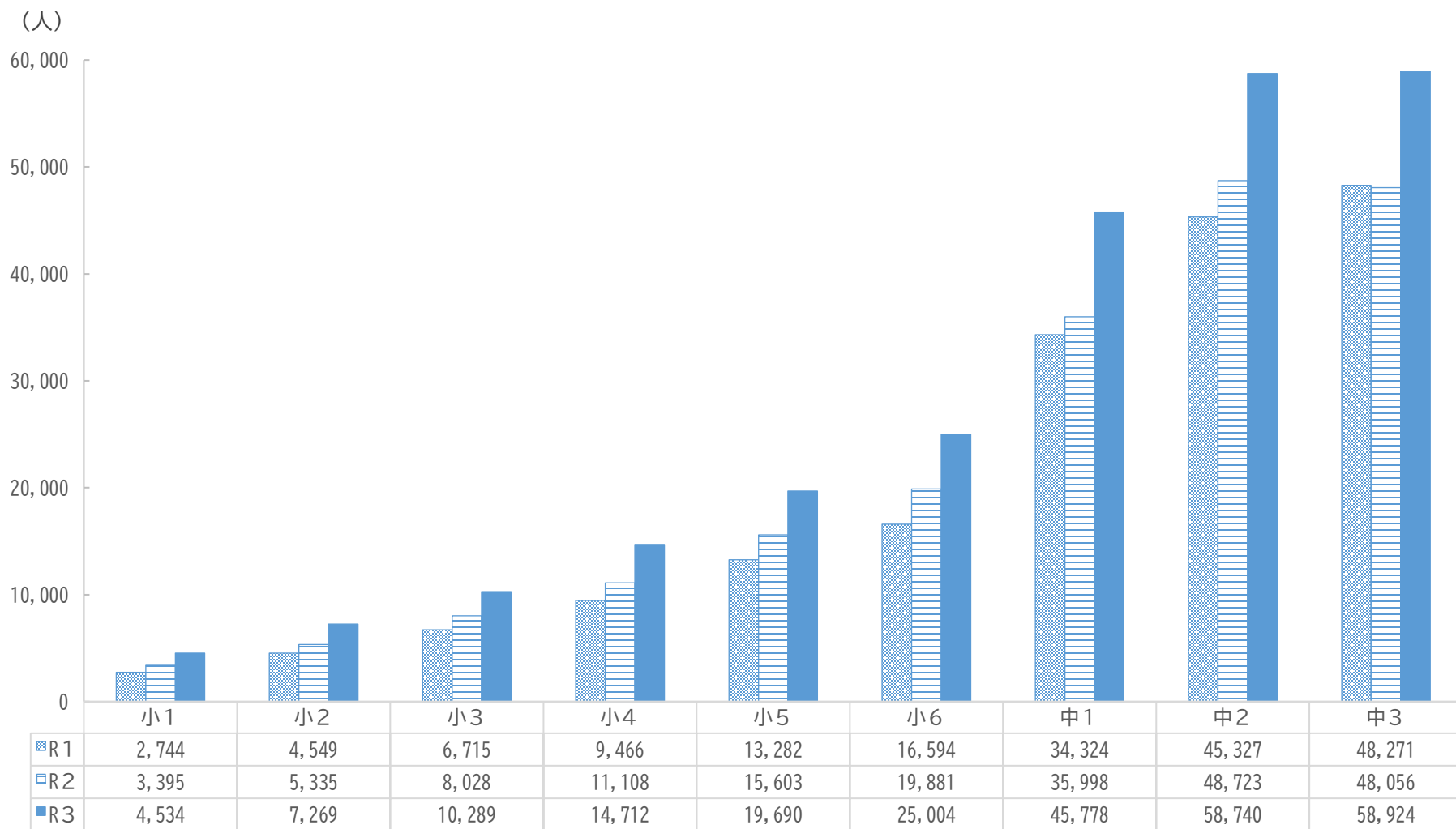


不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

小・中学校における不登校の状況について

■ 学年別不登校児童生徒数



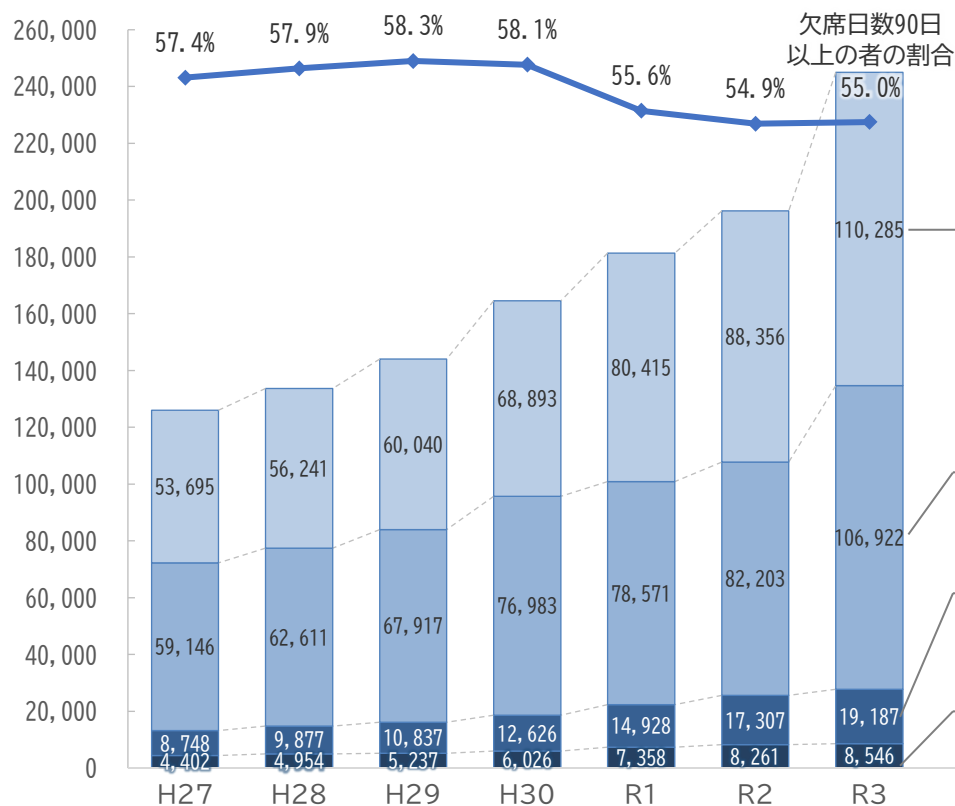
小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30～89日の者	110,285	45,488	64,797
欠席日数90日以上者の者	134,655	36,010	98,645
うち、出席日数11日以上者の者	106,922	29,569	77,353
うち、出席日数1～10日の者	19,187	4,117	15,070
うち、出席日数0日の者	8,546	2,324	6,222

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	81,498	245	5,004	1,508	2,637	160	10	537	1,424	2,718	10,790	1,245	10,708	40,518	3,994
		0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学校	163,442	271	18,737	1,467	10,122	1,414	843	1,184	6,629	3,739	8,922	2,829	18,041	81,278	7,966
		0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%
合計	244,940	516	23,741	2,975	12,759	1,574	853	1,721	8,053	6,457	19,712	4,074	28,749	121,796	11,960
		0.2%	9.7%	1.2%	5.2%	0.6%	0.3%	0.7%	3.3%	2.6%	8.0%	1.7%	11.7%	49.7%	4.9%

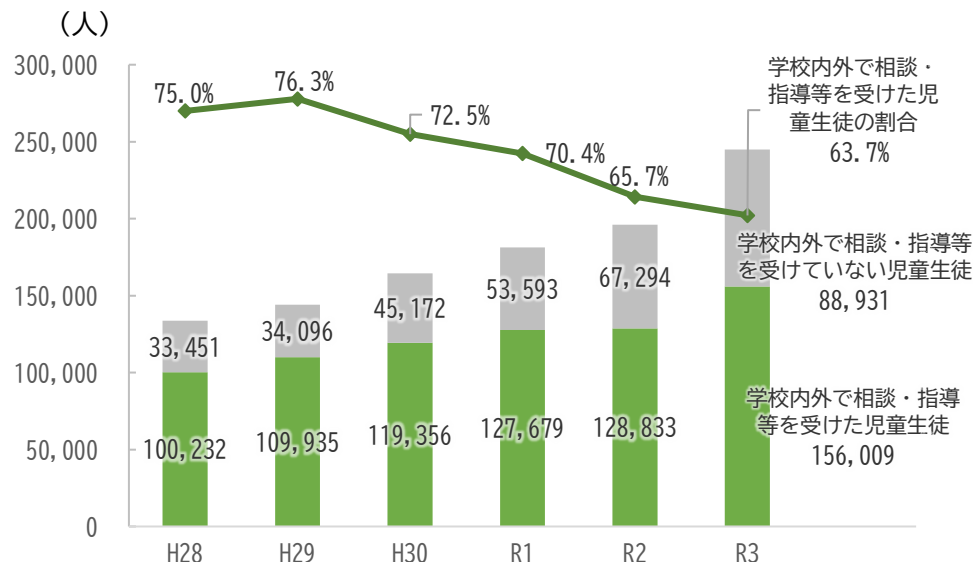
※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

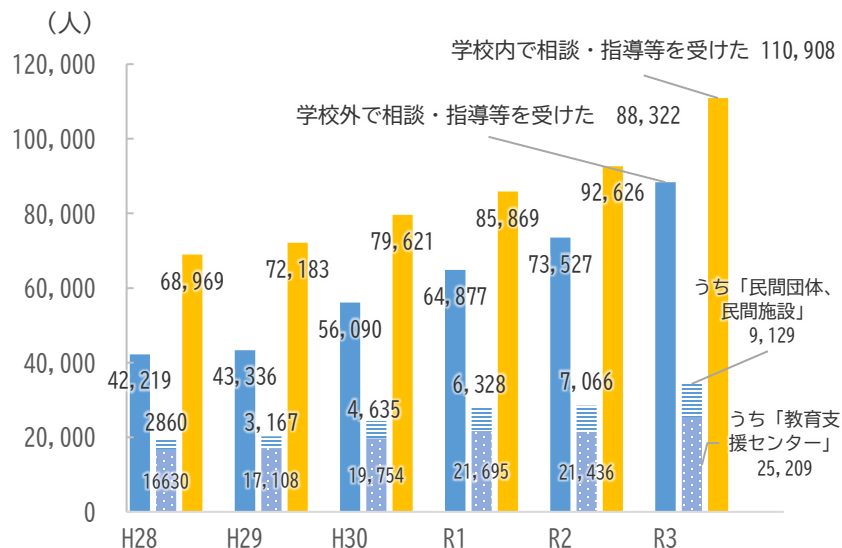
● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

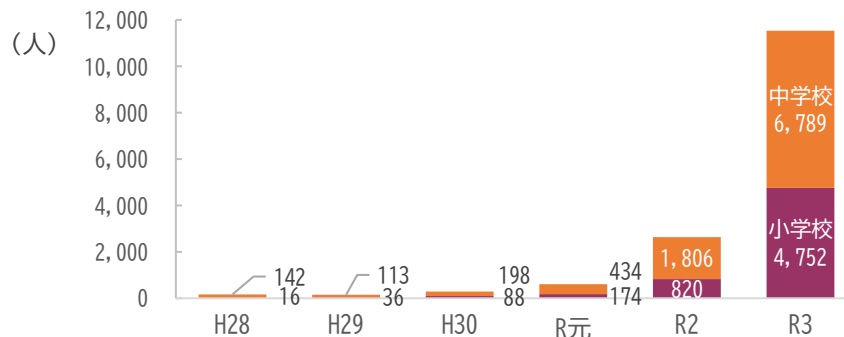


※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



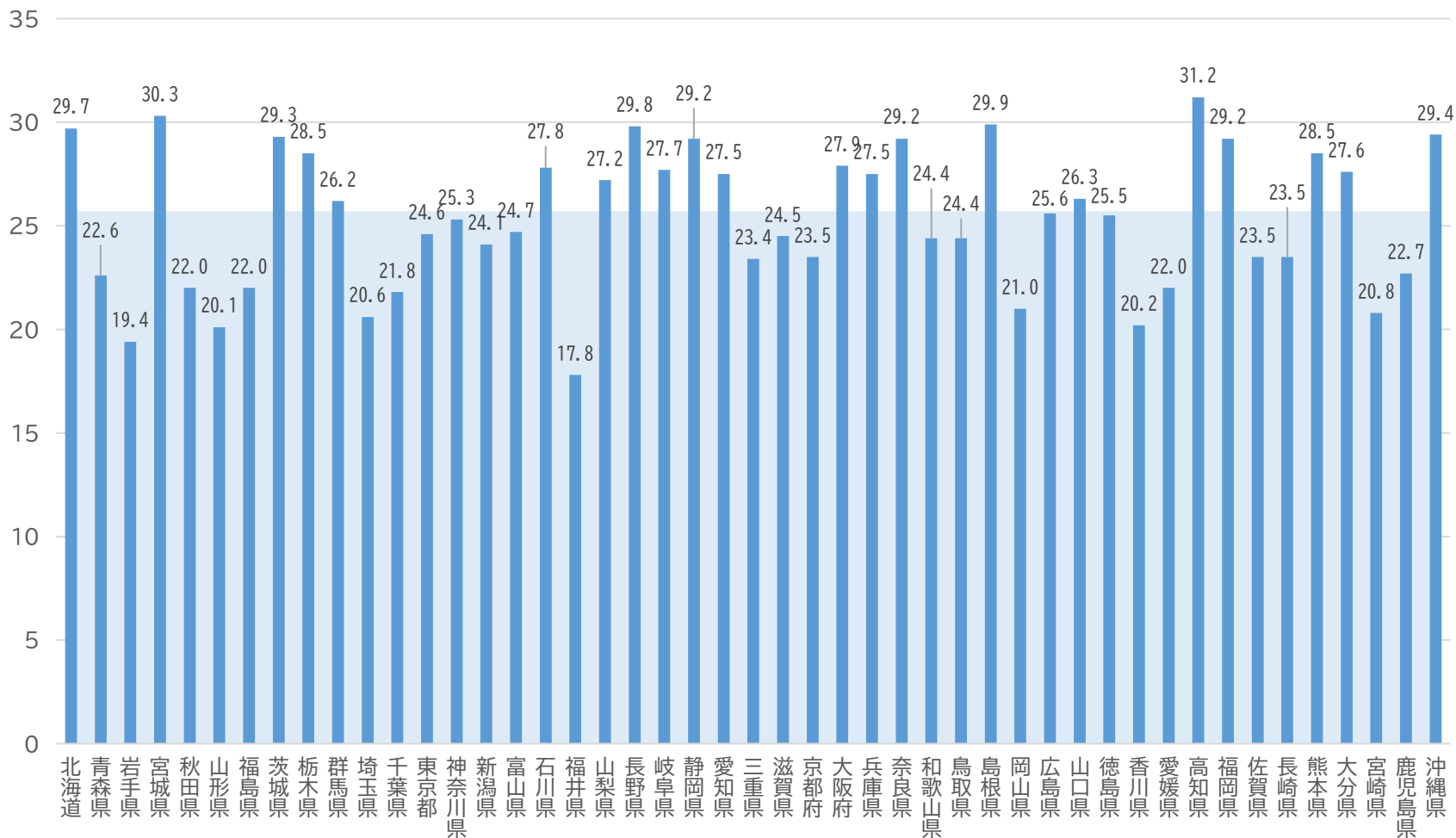
自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



小・中学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校児童生徒数

(人)

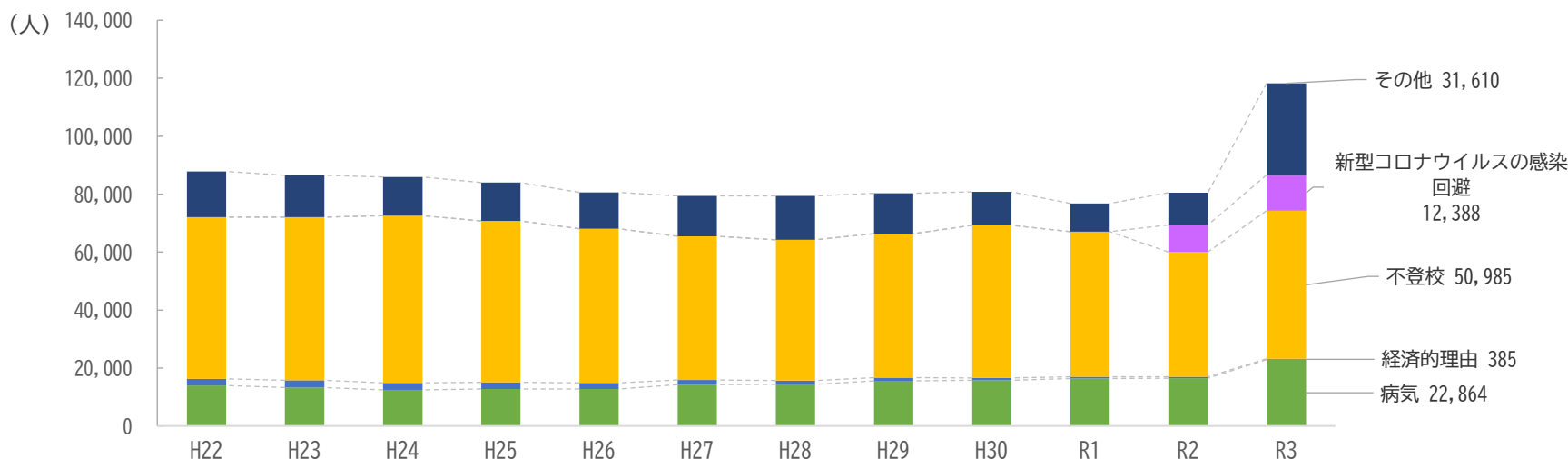


全国平均
25.7件

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は118,232人(前年度80,527人)。
- このうち不登校によるものは50,985人(前年度43,051人)、
新型コロナウイルスの感染回避によるものは12,388人(前年度9,382人)となっている。

高等学校における長期欠席者数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
病気	14,010	13,277	12,457	12,794	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864
経済的理由	2,278	2,464	2,405	2,281	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385
不登校	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388
その他	15,724	14,424	13,357	13,235	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610
計	87,788	86,526	85,883	83,965	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232

※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

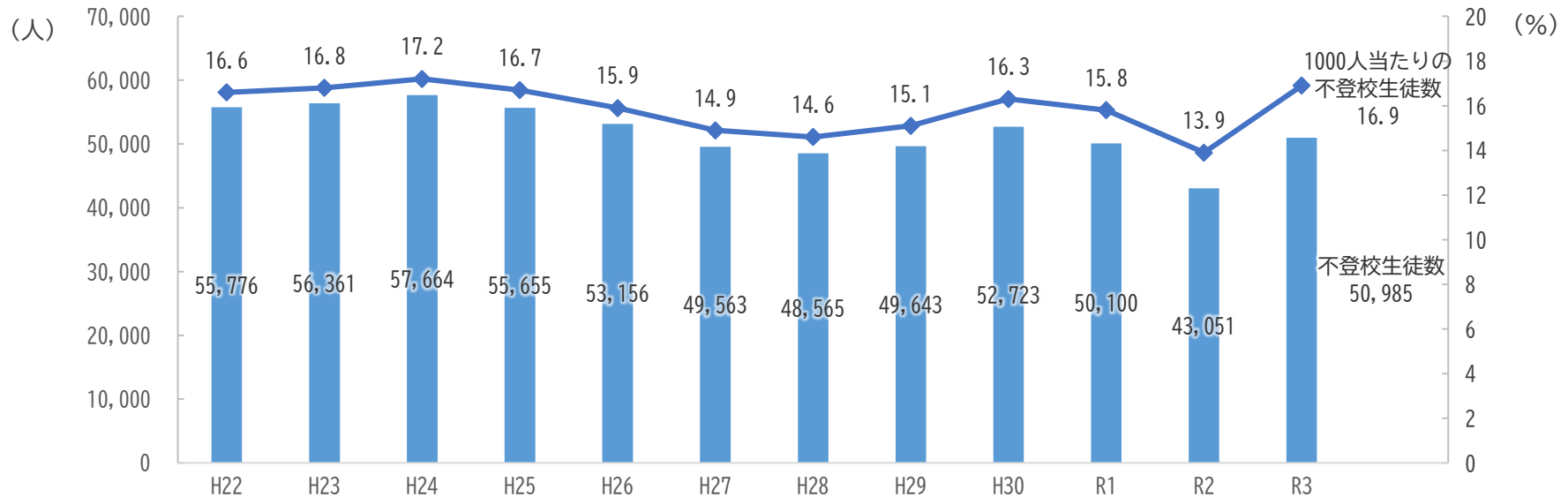
※ 令和2年度調査から「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は50,985人(前年度43,051人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人(前年度13.9人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

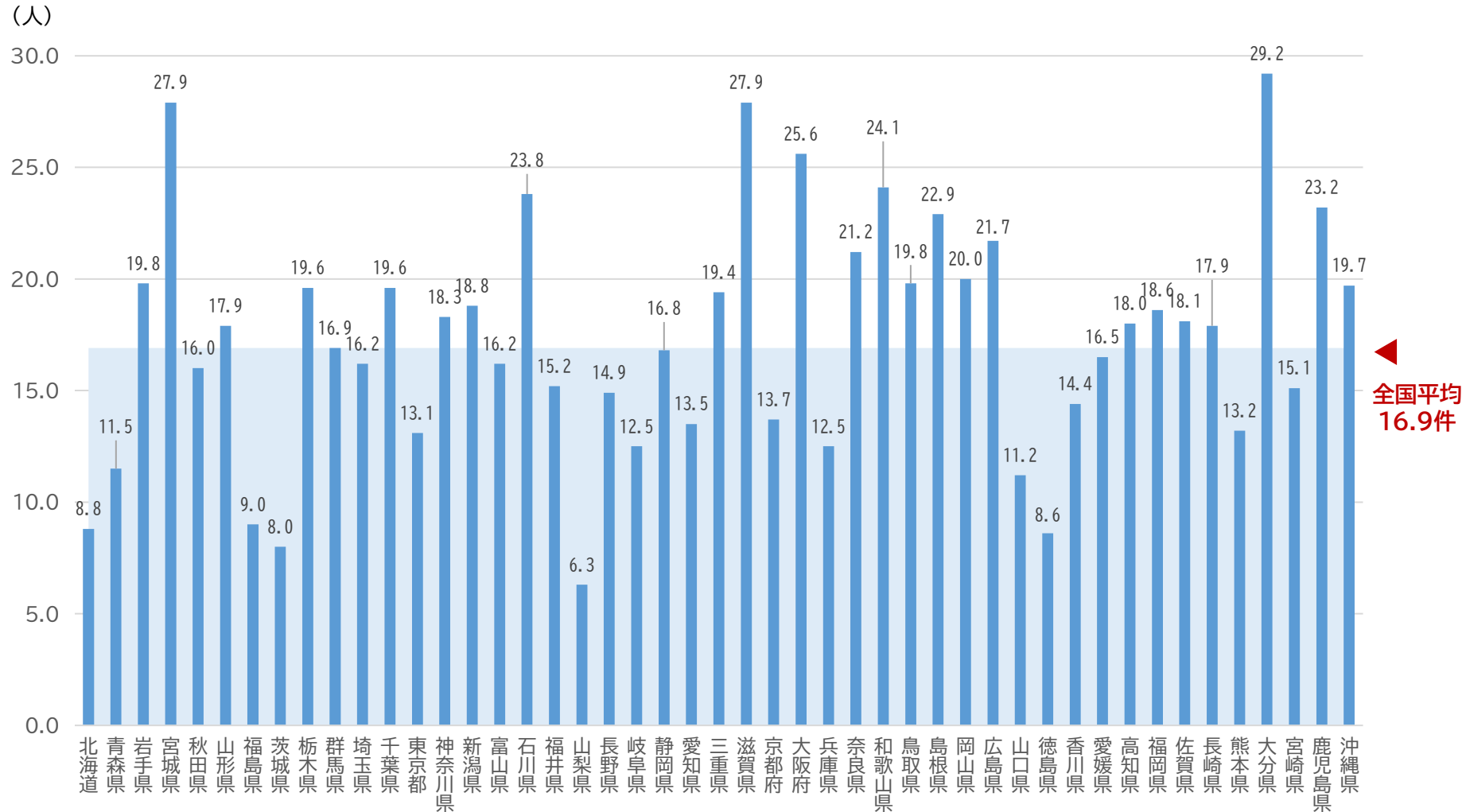
区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立立計	42,037	82.4%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%	50,985

	国公立立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

高等学校における不登校の状況について

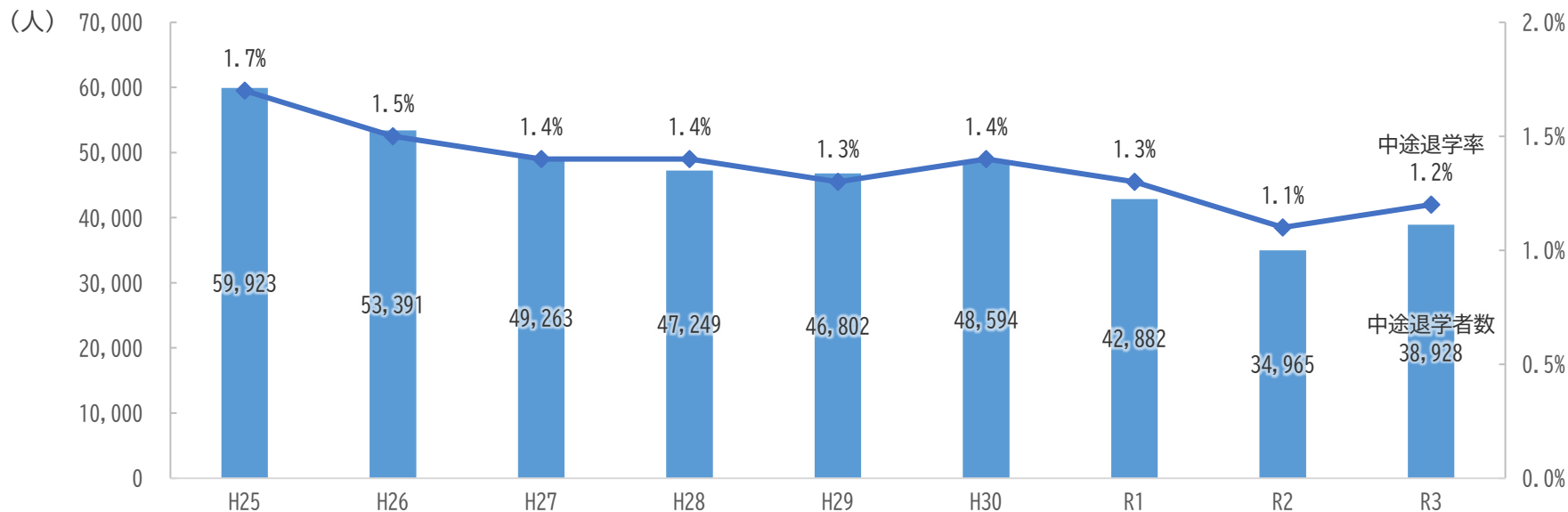
1,000人当たりの不登校生徒数



高等学校における中途退学状況について

- 高等学校における中途退学者数は38,928人(前年度34,965人)であり、中途退学者の割合は1.2%(前年度1.1%)である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

事由別中途退学者数

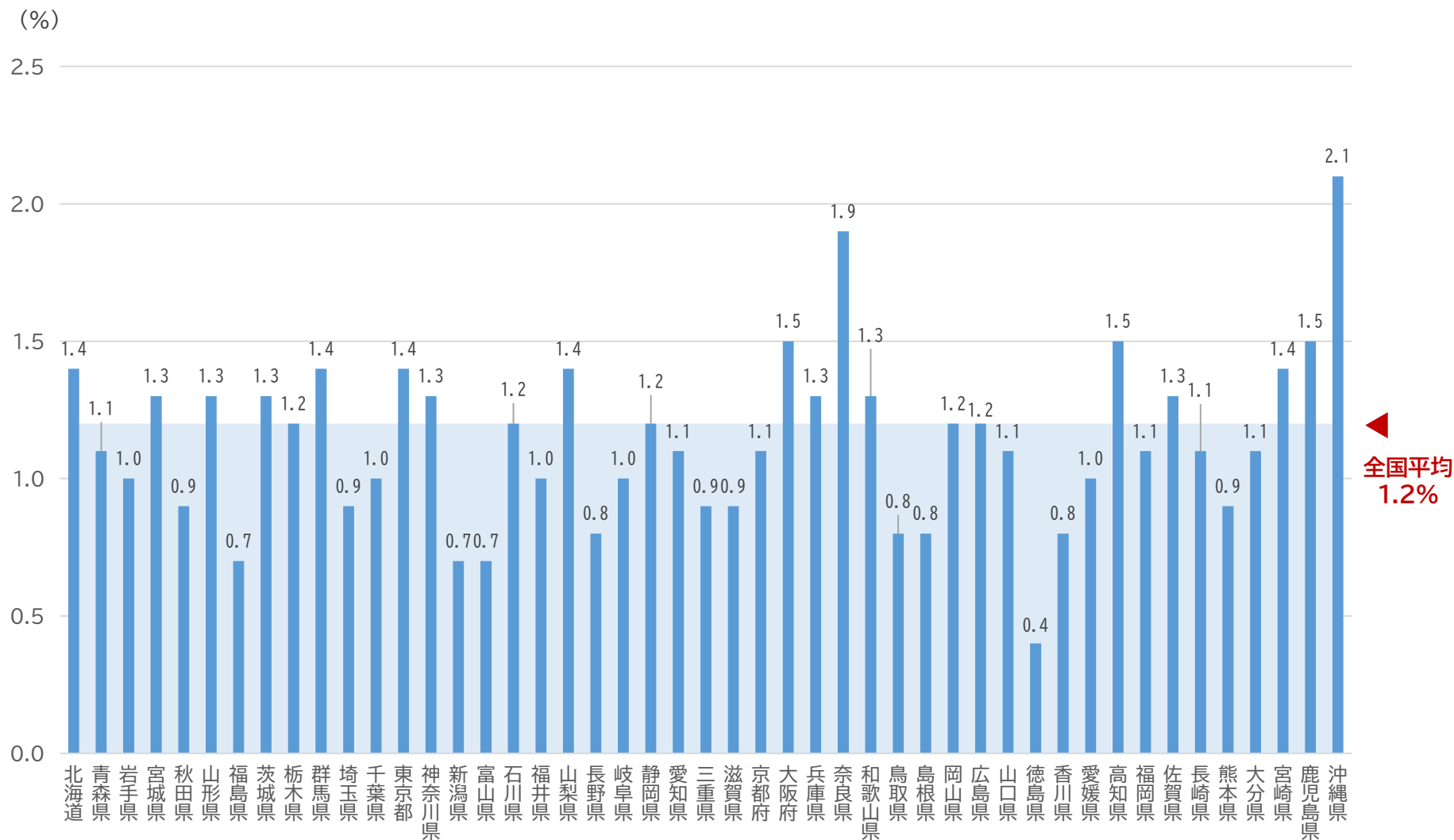
	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R 1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R 2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R 3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段：人数
下段：中途退学者に対する割合

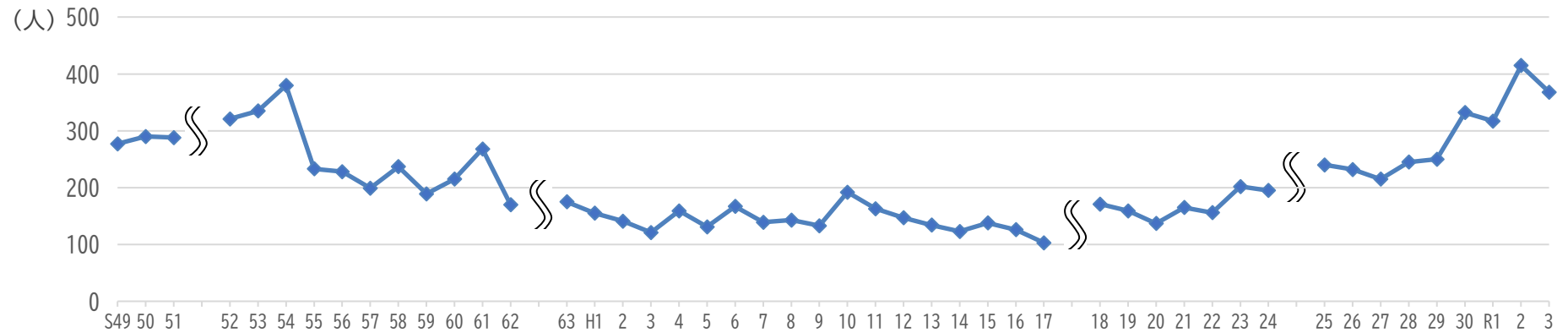
高等学校における中途退学の状況について

都道府県別の中途退学率



自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人(前年度415人)である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415
R3年度	8	109	251	368

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況（複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	15	30	46
父母等の叱責	1	17	20	38
精神障害	0	10	24	34
進路問題	0	9	21	30
えん世	0	10	16	26
友人関係（いじめを除く）	0	9	15	24
学業等不振	0	9	12	21
恋愛問題	0	4	16	20
病弱等による悲観	0	0	8	8
いじめの問題	0	4	2	6
教職員との関係での悩み	0	1	1	2
不明	7	69	137	213
その他	0	4	15	19

令和3年度の警察庁の統計数値との比較

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	8	8	0
中学校	135	109	26
高等学校	311	251	60
合計	454	368	86

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、令和4年1月～3月までの数値は暫定値である。

調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組

○課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実

<令和5年度概算要求>

※()内は令和4年度予算配置数

● スクールカウンセラーの配置充実

全公立小中学校
27,500校(27,500校)

● スクールソーシャルワーカーの配置充実

全中学校区への配置
10,000中学校区(10,000中学校区)

いじめ・不登校対策のための重点配置	3,200校(2,000校)	4,000校(2,000校)
貧困対策のための重点配置	2,300校(1,900校)	4,900校(2,900校)
虐待対策のための重点配置	2,000校(1,500校)	3,000校(2,000校)
教育支援センターの機能強化	250箇所(250箇所)	250箇所(250箇所)
スーパーバイザーの配置	150人(90人)	90人 (90人)
オンラインを活用した支援のための配置	300箇所(新規)	300箇所 (新規)
データ連携に係るSSWの活用		150箇所 (新規)

- 24時間子供SOSダイヤル:子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施
- SNS等を活用した相談事業: SNS等を活用した相談体制構築のための支援を全国展開(令和3年度から)
- 1人1台端末等を活用した相談支援の充実

○不登校児童生徒の支援の充実

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業:自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進。教育支援センターを中核とした民間団体等との連携の促進。アウトリーチ型支援の充実。
- 校内支援体制の充実促進
- 不登校特例校の設置促進

○いじめ問題や自殺予防に関する普及啓発・理解促進

- いじめ問題に関する行政説明:
いじめの認知や組織的対応を促すため、いじめへの正しい理解や対応に関する教育委員会や管理職等向けの行政説明や普及啓発のための教職員研修を実施。(令和4年度:40か所予定)
- 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会:
児童生徒の自殺予防等に資する取組を促進するための行政説明等を実施。(令和4年度:10ブロック予定)

○現状分析と施策改善に向けた取組の推進

- 有識者会議における検討。各自治体における分析や検討の促進。